

COCORO OFFICE タイムスタンプ申込約款

この「COCORO OFFICE タイムスタンプ申込約款」は、COCORO OFFICE のユーザー向け free サイン文書保管プランのタイムスタンプ機能（以下「本ソフトウェア」といいます。）の使用許諾契約（以下「ライセンス契約」といいます。）の申込方法及び使用許諾料の支払方法等の諸条件を定めることを目的としています。

第1条（本ソフトウェア）

1. 本ソフトウェアは、シャープマーケティングジャパン株式会社（以下「シャープ」といいます。）のサービス COCORO OFFICE のユーザー向けに free サイン株式会社（以下「free サイン社」といいます。）が提供するソフトウェアです。本ソフトウェアは、法人又は個人事業者であるお申込者が営業として、又は営業のために利用するストレージサーバの LayDrive とともに利用されることを想定した仕様となっています。
2. スターティア株式会社（以下「当社」といいます。）は、free サイン社から本ソフトウェアのライセンスを受けることができる権利をシャープから購入して、お申込者に再販売します。
3. お申込者は、本ソフトウェアを使用する前に、下記の free サイン利用規約をよく読みください。お申込者が、free サイン利用規約に同意しない場合は、本ソフトウェアを使用することができません。
 - ・ free サイン利用規約（URL：<https://www.freee.co.jp/sign/terms/>）

第2条（ライセンス契約の成立）

1. お申込者は、当社の指定する申込書を当社に提出することにより、ライセンス契約を申し込むことができます。
2. 当社は、審査の結果、お申込者からのライセンス契約の申込みをお受けできないことがあります。なお、この場合、当社はその理由をお申込者に説明することを要しないものとします。
3. free サイン社がお申込者からの申込みを承諾したことをもって、ライセンス契約の成立とします。

第3条（支払い）

1. お申込者は、当社に対し、本ソフトウェアの利用料金（以下「利用料金」といいます。）を月額払いにより支払うものとします。お申込者は、free サイン利用規約第9条（有料プラン）の規定にかかわらず、free サイン社に対して利用料金を支払う必要はありません。
2. 本ソフトウェアの課金開始日は、free サイン社からお申込者に対し本ソフトウェアの開通案内メールが送信された日の翌月1日とします。
3. ライセンス契約の終了日が暦月の途中であっても、利用料金の日割計算は行わないも

のとします。

4. 当社は、毎月 10 営業日までに前月の利用料金の請求書をお申込者に発行します。お申込者は、本ソフトウェア利用月の翌々月末日までに、利用料金に消費税相当額を加算した金額を当社の指定の口座へ振り込む方法又は口座引き落としによる方法により支払うものとします。
5. 前項の支払方法に関し、振込手数料が発生する場合は、お申込者の負担とします。
6. お申込者が当社に対する金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対して、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年 14.6%（年 365 日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 4 条（料金プランの変更）

お申込者は、当社の指定する申込書を当社に提出することにより、本ソフトウェアの料金プランの変更を申し込むことができます。この場合、free サイン社が変更後のプラン開通案内メールを送信した日の翌月 1 日から利用料金に変更されるものとします。

第 5 条（ライセンス契約の解約）

1. ライセンス契約の有効期間は 1 ヶ月間とします。ただし、有効期間満了日の 1 ヶ月前までにお申込者又は当社からのいずれからも解約若しくは解除の手続がなされない限り、ライセンス契約は 1 ヶ月間自動的に更新されるものとします。
2. お申込者は、毎月末日までに当社の指定する解約申込書を当社に提出することにより、翌月末日をもってライセンス契約の解約を行うことができます。

第 6 条（LayDrive 及び COCORO OFFICE 使用終了時の取扱い）

1. お申込者は、本ソフトウェアのアカウントが LayDrive 及び COCORO OFFICE のアカウントと紐づけられるため、LayDrive 及び COCORO OFFICE を利用しないときは、本ソフトウェアが利用できなくなることをあらかじめ確認します。
2. 前項の規定により本ソフトウェアが動作しない場合においても、お申込者が当社に対してライセンス契約の解約申込みをしない限り、本ソフトウェアのライセンス契約は存続し、お申込者は当社に対し本ソフトウェアの利用料金を支払う義務を負うものとします。

第 7 条（損害賠償）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によりお申込者が本ソフトウェアを 1 カ月以上使用できなかった場合、お申込者が本ソフトウェアを使用できなかった期間に係る本ソフトウェアの利用料金を、お申込者に対し返金します。
2. 当社が本ソフトウェアに関連してお申込者に対して負う損害賠償責任は、前項に定めるものに限られるものとします。
3. 第 1 項に定めるものを除き、本ソフトウェアに起因する損害は、free サイン利用規約

に定める範囲内で free サイン社が責任を負うものとします。

第8条（管轄裁判所）

お申込者及び当社間の本ソフトウェア販売契約の準拠法は日本法とし、本ソフトウェア販売契約に関する一切の訴訟は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（個人情報の取り扱い）

お申込者は、下記 URL の当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。

・「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」：（URL:
<https://www.startia.co.jp/privacy/>）

以上

スターティア株式会社

2023年10月5日制定